

議第76号 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」といいます。）の一部改正（令和7年政令第200号による改正）により，衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動経費の公費負担の限度額が改定されたことに伴い，政令で定める額に準じて，市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスター（以下「ポスター」といいます。）の作成及び選挙運動用ビラ（以下「ビラ」といいます。）の作成に係る公費負担の限度額を引き上げるものです。

2 改正の内容

(1) 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第1条関係）

ポスターの作成に関し，有償契約を締結した場合の公費負担の限度額の算定に用いるポスター1枚当たりの単価の限度額は次の式により算出しており，算定に用いる単価及び作成基礎額を次のとおり改定します。

【公費負担の限度額の算定に用いる単価の限度額を求める式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{公費負担の限度額} \\ \text{の算定に用いる} \\ \text{単価の限度額} \end{array} \right] = \frac{\left[\begin{array}{l} 500枚を超えて作成する \\ \text{ときのポスター1枚当} \\ \text{たりの作成単価（A）} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{ポスター} \\ \text{掲示場数} \\ -500 \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{基礎額（B）} \end{array} \right]}{\text{ポスター掲示場数}}$$

【上記の式に用いる単価及び作成に係る基礎額】

区 分	改正前	改正後
500枚を超えて作成するときのポスター1枚当たりの作成単価（A）	28円35銭	30円73銭
基礎額（B）	586,905円	609,690円

※公費負担の限度額は，上記算定式により求められる単価の限度額にポスター掲示場数を乗じて得た額となります。

(2) 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正（第2条関係）

ビラの作成に関し，有償契約を締結した場合の公費負担の限度額の算定に用いる1枚当たりの作成単価を次のとおり改定します。

区 分	改正前	改正後
ビラ1枚当たりの作成単価	7円73銭	8円38銭

3 施行期日等

公布の日。ただし、改正後の各条例の規定は、施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によります。